



## 《会計・税務の知識》 相続税と生命保険の活用(死亡保険金の非課税)

### はじめに

平成 27 年の税制改正により、これまで亡くなった方の 4% ほどだった相続税の課税の対象になる方が、大幅に増加したと言われています。今回は相続税の対策として、生命保険を活用する方法について書きたいと思います。

### 1. 一般的な相続税の計算方法

以前は相続税がかからなかった法定相続人が 3 人（妻、子 2 人）、遺産総額 8,000 万円のケースで計算してみます。税額の計算は下表相続税の速算表を参照してください。

#### ①基礎控除=4,800 万円

3,000 万円 + (600 万円 × 3 人)

#### ②課税遺産総額=3,200 万円

遺産総額 8,000 万円 - 4,800 万円 (①)

#### ③妻の相続税=190 万円

1,600 万円 (② × 法定相続分 1/2) × 税率 15%  
- 控除額 50 万円

#### ④子の相続税=各 80 万円

800 万円 (② × 法定相続分 1/4) × 税率 10%

#### ⑤相続税総額=350 万円

190 万円 (③) + 80 万円 (④) + 80 万円 (④)

#### ⑥納税額

妻 0 円 (配偶者の税額軽減の為)  
子 各 87.5 万円 (350 万円 (⑤) × 2,000 万円 ÷ 8,000 万円 (相続割合))

#### 【相続税の速算表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

### 2. 生命保険を活用した場合の計算方法

では、同じ事例で財産のうち 2000 万円を生命保険金で受領する場合はどうなるでしょうか。

一時払い保険に加入、保険金 2,000 万円  
保険料支払者夫、被保険者夫、保険金受取人妻と子  
受取人妻 1,000 万円  
受取人子 各 500 万円

#### 生命保険非課税額

500 万円 × 3 人 (法定相続人の数) = 1,500 万円

#### ①基礎控除額は 1. と同様

#### ②課税遺産総額=1,700 万円

遺産総額 8,000 万円 - 1,500 万円 (生命保険非課税分) - 4,800 万円 (①)

#### ③妻の相続税=85 万円

850 万円 (② × 法定相続分 1/2) × 10%

#### ④子の相続税=各 42.5 万円

425 万円 (② × 法定相続分 1/4) × 10%

#### ⑤相続税総額=170 万円

85 万円 (③) + 42.5 万円 (④) + 42.5 万円 (④)

#### ⑥納税額

妻 0 円 (配偶者の税額軽減の為)  
子 各 42.5 万円 (170 万円 (⑤) × 2,000 万円 ÷ 8,000 万円 (相続割合))

※平成 28 年 11 月の税制に基づいています。

※生命保険の解約返戻率は 100% 未満になるケースもあります

### おわりに

今回は生命保険の非課税枠を活用する方法をご案内しました。他にも生命保険を活用するメリットはありますので次の機会に書きたいと思います。なお、生命保険を活用した相続税対策は、契約形態等を間違えると課税関係が変わってしまいます。専門家にご相談の上で加入検討してください。

(担当：佐野)